報酬規程

特定非営利活動法人チャイボラ

Contents		
本規程の改	收訂履歴	2
第1条	本規程の目的	3
第2条	適用範囲	3
第3条	定義	3
第4条	賃金体系	3
第5条	報酬(年棒)の計算	3
1. 業系	務手当	3
2. 役員	員報酬	3
第6条	職務明細書(Job Description)について	4
第7条	報酬の支払方法	4
第8条	規程の改正	4
第9条	施行	4

本規程の改訂履歴

1 1001- 1 1101							
改定日	改訂者	承認者	改訂内容				
2020/11/15	野尻沙紀	理事会	初版作成。理事会承認により施行開始。				

第1条 本規程の目的

本規程は理事・職員の報酬について定めたものである。

第2条 適用範囲

本規程は、当法人の理事等の役員および職員に適用する。

第3条 定義

報酬とは、賃金、賞与、退職金その他の名称の如何を問わず、労働の対償として理事または職員に支払う全てのものをいう。

第4条 賃金体系

報酬	報酬区分	備考
報酬 (年棒)	1. 業務手当	担当している事業および業務(Job Description)に相当 する手当
	2. 役員報酬	理事および代表理事に対する役員報酬に相当する手当

第5条 報酬(年棒)の計算

1. 業務手当

- 1) 業務手当は、該当職員が担当している職務明細書 (Job Description) を元に、理事 との協議により、算出する。
- 2) 協議された金額および職務明細書(Job Description)は、該当職員が合意の上、適切に証跡管理として保存されなければならない。
- 3) 業務内容の変更等、発生した場合には、都度、該当職員との協議の上で、変更が可能である。
- 4) 業務内容の見直しについては、当該職員との間で協議を持たなければならない。

2. 役員報酬

- 1) 役員報酬は、代表理事・理事に対して付与される。
- 2) 役員報酬の金額は理事会・総会にて決定する。
- 3) 前項に関わらず、代表理事・理事本人の希望により、役員報酬を辞退することも出来る。
- 4) 代表理事・理事の新規指名および除名等、変更が発生した場合には、都度、該当職員と理事との協議の上で、変更が可能である。ただし変更結果の反映については、 理事会・総会で承認されなければならない。

第6条 職務明細書(Job Description) について

職務明細書(Job Description)には、以下の情報を記載する。

- 職位・肩書の情報
- 雇用形態
- レポートライン(上司・部下・組織図)
- 期待する業務内容
- 該当業務において達成すべき目標 と その達成時期
- 該当業務を達成するために求められる能力(Capability)
- 該当業務を達成するために求められる行動特性(Competency)
- 必要とされる資格・経験・学歴
- 給与待遇情報 と その算出基準 (時間給換算 もしくは 市場価値換算)
- 福利厚生・その他配慮事項

第7条 報酬の支払方法

- 1. 報酬は日本円で直接職員に支払う。
- 2. 年棒を月額換算(12で分割)し、1か月相当の金額を算出した後、毎月、支払いを行う。
- 3. 以下の各号に掲げるものについては賃金を支払うときに控除する。
 - 1) 源泉所得税
 - 2) 住民税(市町村民税および都道府県民税)
 - 3) 雇用保険料
 - 4) 健康保険料(介護保険料を含む)
 - 5) 厚生年金保険料
 - 6) その他必要と認められるもので代表理事と協定したもの
- 4. 前項の規程にかかわらず、職員の同意を得た場合は、本人が指定する金融機関の口座へ の振り込みにより賃金を支給することも可能とする。

第8条 規程の改正

本規程の改正においては、理事会において決議する。

第9条 施行

本規程は2020年11月15日から施行する。

(以上)